

○宗像市行財政改革推進委員会規則

平成15年9月30日

規則第145号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(平21規則22・一部改正)

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、

委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に専門の事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 7 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。
(平16規則37・一部改正)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。